

# GLOBE

グローブ 2024年7月

118



(公財) 世界人権問題研究センター

# 「元崇仁小学校『同和教育の源流』碑」

(下京区川端町 9-2)



『同和教育の源流』碑は、京都市立美術工芸高等学校の北側の正門から塩小路橋に向かって歩くと、右手に見えてきます。

明治6(1873)年の創設から平成21(2009)年度末の閉校までの136年という幾星霜を元崇仁小学校は常に学区民と共に歩んできました。伊藤茂光校長と後に続く先人たちの不撓不屈の精神により、子どもたちに対して実践された熱血な教育は、「崇仁教育の源流」すなわち『同和教育の源流』を成しています。



同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造により、一部の人々が差別され、現代社会においても、すべての人が享有する権利と自由平等が保障されず、著しく基本的な人権が侵害され、最も深刻かつ重大な我が国固有の人権問題とされています。

この同和問題の解決に当たり、教育対策として「同和教育」が推進されました。人間形成にかかわる重要な役割を果たすものであるため、戦後は、学校教育や社会教育を通じて、広く国民の基本的な人権尊重の精神を高めるとともに、対象地域における教育上の格差の解消と教育及び文化水準の向上に努めてきました。そして、平成6(1994)年に日本が子どもの権利条約

を批准した後、子どもの権利保障の観点を踏まえた人権教育に転換してきました。

同和教育・人権教育で先駆的な役割を果たした崇仁教育は、同和問題をはじめとした社会問題に直結する教育課題に真向から取り組み、平成3(1991)年10月に建てられたこの大きな黒い碑には、「人間の尊厳」と「自由平等」を原点とする元崇仁小学校の教育を記念するとともに、崇仁の子どもたちへの力強いエールが刻まれています。



## 新・世界の人権はいま

—普遍的定期審査の現場から—（その八）



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

中国の第三回普遍的定期審査（UPR）の検討に入る前に、当時、国連人権理事会で生じていた大きな変化に触れておきたい。二〇一七年六月二二日、国連人権理事会で中国が主導した最初の決議が採択された。同決議は、「すべての人権の享受のための発展の貢献」と題する決議であるが、その前文では、習近平氏が好んで用いる「人類運命共同体」という用語が使用されていた。この決議は、賛成三〇、反対一三、棄権三で採択された。日本を含む、米国、ポルトガル、スロベニア、スイス、英国、ラトビア、オランダ、アルバニア、ベルギーおよびクロアチアが反対した。

なお同決議は、国連人権理事会のシンクタンクにあ

たる諮問委員会に、「すべての人権の享受のための発展の貢献」方法の研究を要請した（第六項）。同委員会の起草部会の議長は中国の岳怀让委員、報告者はロシアのレベデフ委員というかなり偏った構成であった。

その後、中国は、国連人権理事会の場で、「分裂を生むのではなく、協力を強化したい」というレトリックを使いながら、二〇一八年三月二三日、人権の分野に「相互に有益な協力（mutually beneficial cooperation: MBC）」の概念を導入する決議案を提案した。なお、中国とともに共同提案国となった一九カ国の内訳は、人権理事国ではアンゴラ、ブルンジ、中国、キューバ、エジプト、パキスタン、アラブ首長国連盟（UAE）、ベネズエラの八カ国で、国連加盟国の一一カ国（ベラルーシ、ボリビア、カンボジア、エリトリア、モルジブ、モロッコ、ミャンマー、スーダン、シリア、タイ、ジンバブエ）がこれに加わったが、その多くは人権尊重国とは言いがたい国々である。

この中国主導の決議案は、賛成二八（中国やキューバ、ベネズエラなどの途上国）、反対一（米国）、棄権一七（EU諸国ら）で採択された。中国の巧妙さは、決議案に一見反対の余地のない人権分野における技術支援と能力構築の役割の重要性の外観をまとわせたことである。

そのため、同決議案に、EU諸国（ベルギー、クロアチア、ドイツ、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、英国）や豪州、日本および韓国も反対せず、棄権に回ってしまった。

この決議に含まれている、人権分野における「相互に有益な協力」とは、人権に対する内政不干涉および「批判のない」アプローチを指すものである。それこそが中国や他の共同提案国が望むものである。同決議は、諮問委員会に人権の促進および保護における相互に有益な協力を強化する技術支援および能力構築の役割の研究を行うように要請するとともに、国連人権理事会の第四三会期前に報告書を提出するよう要請した（五項）。また、同決議は、UPRについて、人権状況を改善する目的をもち、人権義務の達成と国が約束した誓約を促進する目的をもつ、協力と建設的対話に基づくメカニズムとして、その重要性を強調した（三項）。

国連の人権監視メカニズムによる人権侵害国の監視を弱めようとする中国のこうした狙いを最初から見抜いていたのは、米国のみであった。トランプ政権の米国は、中国主導の決議が採択される現実を前に、二〇一八年六月、ついに国連人権理事会からの脱退を決意した。ヘイリー国連大使（当時）は、「偽善的で自

己満足のための組織」「人権侵害国」の擁護者で、政治的偏見の汚水槽」などの激しい表現で国連人権理事会を批判した。この米国の脱退を中国は好機ととらえ、中国は国連人権理事会でその影響力を拡大することに成功した。

国連人権理事会で中国主導の決議案が途上国の賛成を得て採択された背景にあるのは、中国の「一带一路」政策による途上国への影響力の拡大がある。中国は、二〇二〇年の段階で、助言や支援を提供した途上国の数が一一三カ国に上り、世界で八番目に影響力のある開発パートナーになっていたという現実がある。中国は、これにより自国に有利なアジェンダ設定を行うことができるようになった。

バイデン政権下の米国は、二〇二〇年にオプザーバーとして復帰し、同年に三年の任期で理事国に選ばれたが、プリンケン米國務長官が述べるように、「（米国の脱退は）有意義な変化を促進することなく、むしろ米国のリーダーシップの空白を生んだ。権威主義的な国家「坂元注・中国」がそれを利用している」状況を生んだのである。次に、中国の第三回UPRでどのような勧告がなされたのかを検討したい。

## 京(みやこ)・地域福祉推進指針について

京都市保健福祉局

健康長寿のまち・京都推進室

地域共生推進担当課長

吉井 豊宏

本市では、社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉が基本とする住民主体の取組を充実し、障害のある方・高齢者・子ども若者をはじめとした様々な分野の施策をより効果的に展開するための方向性を指し示す「京(みやこ)・地域福祉推進指針(以下、指針)」を策定し、地域共生社会の実現に向け、福祉分野に限らず、あらゆる関係者が地域づくりをキーワードに横につながる取組を推進しています。

そして、地域における「気づき・つながり・支える」力の向上を図るとともに、困難な課題を本市や支援関係機関がしっかりと受け止め、分野横断的に連携して支援する「重層的支援体制」の充実を図ることを目的に、令和六年三月に「京(みやこ)・地域福祉推進指針二〇二四年」バージョンとして改定を行いました。

### 〇地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとくに創っていく社会とされています。

指針では、京都の住民自治の伝統の下、「文化」として根付く「地域力」をいかし、世代や分野を超えて、障害のある方、子ども、マイノリティの方など、年齢や性、また文化や生活の背景が異なる方々を含む全ての人々と団体が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことのできる京都ならではの地域共生社会の実現を目指し、「京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する」を基本理念として掲げています。

### 〇改定のポイントについて

平成三〇(二〇一八)年度に策定した前指針の下、地域における「気づき・つながり・支える」力の向上や行政・支援関係機関等による分野を超えた支援体制の強化を着実に推進してきました。

一方で、世帯構造や家族形態の変化、そして、私たちの生活を一変させたコロナ禍による地域や人間関係のつながりの希薄化等により、地域住民が直面する福祉課題の複雑化・複合化が進んでおり、課題を抱えた方が自ら声を上げられずに地域や社会から孤立し、事態が深刻化

することが危惧されています。

こうした状況を踏まえ、本市が先駆的に取り組んできた制度の狭間を埋める支援施策や地域活動を引き続き推進していくと同時に、孤独・孤立、ヤングケアラ、八〇五〇問題等、新たに顕在化してきた様々な福祉課題に対しても、的確に対応していく必要があります。

新たにバージョンアップした指針では、前指針で設定した基本理念や目標等は、本市の住民主体の取組を更に充実させるものであることから、引き続きその方向性は維持したうえで、取組の内容を更に充実し、引き続き推進していくこととしました。

また、複雑化・複合化が進む地域住民の福祉課題を包括的に受け止め、支援する必要性が高まっていることから、新たに「重層的支援体制の推進」を位置づけ、行政・支援関係機関・地域の連携の下、一層効果的な支援を展開できるように、取組を強化する内容としました。

#### ○指針の目指すべき姿と重点目標について

指針では、基本理念「京都の地域力を活かし、優しさのあふれる共生の文化を推進する」を実現するため、三つの目指すべき姿と二つの重点目標を掲げています。

#### 〈三つの目指すべき姿〉

・互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごしている。

・多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組が推進されている。

・困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援が開かれている。

この三つの目指すべき姿は、相互に連携・協働し、また、受け止め、支え合うことで達成されるものです。

#### 〈二つの重点目標〉

・地域における「気づき・つながり・支える力の向上」  
・行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

この二つの重点目標は、三つの目指すべき姿を踏まえたものです。指針には、重点目標を達成するために、様々な施策・取組を位置づけ、推進することとして掲載しています。

#### ○今後の展開

指針が掲げる基本理念や重点目標、そして、地域共生社会の実現に向けて、本市では、分野を横断した重層的な支援を展開する体制の充実を進めるとともに、地域住民を主体として、多くの人が地域に関わり、地域をより良くする、課題を抱えた方に寄り添うという考えや想いの下、優しさのあふれる協働の取組を推進していきます。



研究センター  
プロジェクトチームリーダー  
京都大学大学院法学研究科教授  
曾我部真裕

## 一、「情プラ法」の成立

二〇二四年五月一〇日の参議院本会議で、従来「プロバイダ責任制限法」、さらには「プロ責法」と通称されてきた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の改正法が成立した。プロ責法は二〇二一年にも重要な改正が行われているが、今回は、法律の名称そのものが「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称は「情報流通プラットフォーム対処法」、「情プラ法」）に変更されることに示されているように、より大規模なものである。以下では改正前の法律をプロ責法、改正後のものを情プラ法と呼ぶこととする（ただし、情プラ法にも従来のプロ責法の条文は維持さ

れており、それに今回紹介するような規定が加わったということである。）。

今回の改正は、二〇二〇年五月に起こったリアリティ番組出演者の誹謗中傷が原因と見られる自死事件を契機に誹謗中傷問題に社会的注目が集まり、法改正を含む様々な政策がとられてきた流れの一つの到達点であり、また、新局面ともいえる点で重要である。

本稿では、これまでの政策を簡単に振り返り、その後、情プラ法の概要を紹介することとしたい。

## 二、インターネット上の誹謗中傷問題に関するこれまでの政策

インターネット上の誹謗中傷問題は、九〇年代末にインターネット利用が一般化すると同時に発生した。もつといえば、それ以前のパソコン通信の時代から、訴訟となる事案が出てくるなどしており、古くから存在するものである。これに対応して、二〇〇一年にはプロ責法が制定されているが、その後は大きな政策的展開は見られなかった。

ところが、二〇二〇年五月に、前述の通り、リアリティ番組「テラスハウス」に出演していたプロレスラーが、番組内での言動をきっかけにSNS上で誹謗中傷を受け、自死するという痛ましい事件が起こった。この事件に社会的注目が集まり、政治的にも重要課題として取り上げられることとなった結果、関係省庁や業界において

様々な対策が進んだ。

法改正にまで結びついたのは二〇二二年のプロ責法の改正と、二〇二二年の侮辱罪の法定刑引き上げ（厳罰化）である。前者は、発信者情報開示請求の手續を一定程度簡素化するものである。これにより、誹謗中傷等の権利侵害の被害者が、匿名でなされた加害者の身元を調査しやすくなり、損害賠償請求訴訟を提起するなどして法的な責任を追求することが容易となるよう期待された。実際、改正後は発信者情報開示請求の件数が増加しているようであり、一定の効果があつたものと考えられる。

後者の侮辱罪法定刑引き上げは、従来、侮辱は刑法によって犯罪だとされていたものの、その法定刑は拘留（三〇日以内の身体拘束）又は科料（一万円未満）という非常に軽いものにとどまっていた。これを一年以下の懲役・禁錮又は三〇万円以下の罰金・科料に引き上げ、抑止効果を高めようとするものである。その後、組織内での性暴力を告発した元女性自衛官やジャニーズ事務所での性被害を告発した元タレントを、ネット上で中傷した者が侮辱罪で略式起訴されるなど、注目を集める事案で誹謗中傷が犯罪として立件、処罰されている。

これら法改正に結びついたもののほか、国や地方公共団体において教育啓発や相談体制の整備拡充がなされたり、事業者や事業者団体の取組も進展した。

上記の法改正に戻ると、これらは、一つ一つの誹謗中傷投稿を削除させたり法的責任を問うたりするための、

いわばミクロな対策に関するものである。こうした対策が重要であることは言うまでもないが、他方で、これまで挙げたような事例では多数の誹謗中傷（あるいは誹謗中傷とまではいえないが不快な投稿）が殺到して被害者が大きなダメージを受けるといった事態となっているが、こうしたものには対応困難である。なぜなら、投稿に一つ一つ対処するには膨大な手間と費用を要するので、現実には特に悪質なものに絞り込まざるを得ないからである。

この点に一定の対応を試み、いわばマクロの観点から対策を行う新局面を開いたのか、情プラ法である。

### 三. 情プラ法の制定経緯と概要

情プラ法に盛り込まれた内容を検討したのは、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」（以下、「PF研」という）である。PF研は、それまでも誹謗中傷対策に関する総務省での検討において中心的な役割を担ってきたが、その集大成とも言えるものが、二〇二四年一月の「プラットフォームサービスに関する研究会第三次とりまとめ」（以下、「第三次とりまとめ」という）である。

第三次とりまとめでは、プラットフォームサービス事業者（誹謗中傷問題の文脈では特にSNSの運営事業者が念頭に置かれている。）の利用規約に基づく削除の迅速化、透明化に焦点が当てられた。プロ責法によって問

直接的に促進が図られていたのは、法的義務に基づく削除であるが、それとは別に、事業者自ら定める利用規約で禁止事項とされている投稿を削除することも実際には広く行われている。第三次とりまとめはこの部分に注目し、その実効性を向上させるための検討を行った。

その具体的な内容は成立したための検討を行った。

**改正の概要**

**大規模プラットフォーム事業者※1**に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない一定規模以上の事業者。

<p><b>(1) 対応の迅速化</b> (権利侵害情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 削除申出窓口・手続の整備・公表</li> <li><input type="radio"/> 削除申出への対応体制の整備 (十分な知識経験を有する者の選任等)</li> <li><input type="radio"/> 削除申出に対する判断・通知 (原則、一定期間内)</li> </ul>	<p><b>(2) 運用状況の透明化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 削除基準の策定・公表 (運用状況の公表を含む)</li> <li><input type="radio"/> 削除した場合、発信者への通知</li> </ul>
---	--

上記規律を加えるため、法律※2の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定)

施行期日: 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

ち情報プラ法に反映されているので、次にその点の紹介に移る。図 ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000931474.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000931474.pdf)) にある通り、まず、①大規模プラットフォーム事業者を指定し、②それに対して権利侵害情報の削除申出対応の迅速化のための体制整備等、及び③運用状況の透明化のための措置を義務付けることが柱となる。

#### 四. 情報プラ法の具体的内容

情報プラ法は、大規模プラットフォーム事業者(以下、「大規模PF」という。)を指定して、様々な義務を課している。義務への対応にはコストがかかり、中小事業者には過度の負担となりうることや、被害が大きくなるのは主に大規模事業者であることから対象が限定されている。大規模PFに当たるかどうかの基準は具体的には総務省令で今後定められることになるが、ユーザー数や投稿数によって判断されることになる。

大規模PFに課される義務は、大別して対応の迅速化に向けられたものと、運用状況の透明化に向けられたものがある。

まず、対応の迅速化に向けられた義務としては、削除申出窓口や手続の整備・公表、十分な知識経験を有する者の選任等を含む削除申出への対応体制の整備、削除申出に対する判断を原則として一四日以内の総務省令で定める期間内に申出者に通知することなどがある。

第三次とりまとめでは、迅速化を求める必要性として、次のように述べられていた。プラットフォームは、情報交換や意見交換の場として有効であるものの、誰もが容易に発信し、拡散できるため、違法・有害情報の流通が起きやすく、それによる被害や悪影響は即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすいことから、プラットフォーム事業者は迅速かつ適切に削除を行う等の責務があると考えられる。

次に、運用状況の透明化に向けられた義務としては、削除基準の策定・公表、削除した場合の発信者への通知といったものがある。大規模PFは、法律上の義務として削除する場合などのほかは、削除基準にあらかじめ規定されている場合にしか削除を行うことができないこととされた。

第三次とりまとめでは、透明化を求める必要性として、次のように述べられていた。プラットフォーム事業者の利用規約等に基づく削除等に関しては、特に海外事業者においては、ポリシーがグローバルに適用される前提で作成されていることもあり、削除等の基準が日本の法令や被害実態に即していないとか、事業者による削除等の基準が不透明であるとかいった指摘がされており、透明化が求められていた。

これらの義務の履行を担保するために、大規模PFは、削除申出の受付状況、申出者や発信者に対する通知の状況などを毎年一回公表しなければならない。さらに、総

務大臣に報告徴収、勧告、命令の権限が与えられており、届出・報告の義務違反や命令違反に対しては罰則が定められている。

##### 五. 情プラ法の意義と限界

情プラ法は、従来の誹謗中傷対策に関する法律が個々の投稿の削除や法的責任の追及といったミクロの対策に集中していたことに対し、大規模PF側の対応体制の整備を求める点においてマクロの対策に踏み出そうとするもので、新局面を開くものといえる。

とはいえ、申出なしにプラットフォーム事業者が削除することももちろん可能ではあるが、結局は一つ一つの投稿に対して削除の申出があることを基本的には前提としている点でミクロの対策の色彩も色濃く、マクロの対策としては初歩的なものである。これに対し、情プラ法制定過程でも参考にされたEUのデジタルサービス法は、誹謗中傷等の権利侵害情報への対策に限らず偽情報や青少年有害情報をも対象としており、また、プラットフォームサービス上での情報流通のメカニズムを把握して能動的な対応をとることを求めるなど、より立ち入った規律を行っている。

情報空間の問題状況の変化は速い。情プラ法の運用状況を見守りつつ、デジタルサービス法その他の外国立法の動向にも留意をし、今後も、状況に適した規律のあり方を適時に行っていく必要がある。

## ヘイトスピーチをめぐる二つの判決



大阪大学高等司法研究科教授

松本 和彦

はじめに

ヘイトスピーチへの対処をめぐる日本の現状は満足いくものではないが、それでも解決に向けた懸命な努力は続いている。ここでは近時の二つの裁判例を取り上げて、司法における模索の一面を見ることにしたい。具体的には、大阪市ヘイトスピーチ条例事件の最高裁判決（令和四年二月一五日）と川崎市ヘイトデモ事件の横浜地裁判決（令和五年七月一日）の二つである。

### 一・大阪市ヘイトスピーチ条例事件

大阪市のヘイトスピーチ条例は一定の表現活動をヘイトスピーチと定義し、これに該当すると認定された表

現活動のうち大阪市内で行われたもの等について、市長がその内容の拡散を防止するため、必要な措置をとるとともに、ヘイトスピーチを行った者の氏名等を公表すると定めている。本件はこの条例が表現の自由を侵害し無効であるとして提起された住民訴訟であった。

条例は、①標的とされた被害者の属性を人種・民族に限定した上で、②一定の目的（社会からの排除、権利・自由の制限、憎悪・差別の意識・暴力の明白な煽り）を持ち、かつ、③一定の態様（相当程度の侮辱・誹謗中傷、脅威の知覚化）を備えた表現活動であって、④不特定多数の者が認知できる形でなされたもののみをヘイトスピーチとみなしている。すなわち、条例は以上のような要件を充たす表現活動のみをヘイトスピーチと規定し、当該ヘイトスピーチに対して、拡散防止措置をとるとともに、表現活動者の氏名等を公表すると規定しているのである。

最高裁判決は条例の各規定を「表現の自由を一定の範囲で制約するもの」と認めつつも、「人種又は民族に係る特定の属性を理由とする過激で悪質性の高い差別的言動の抑制を図ることをその趣旨とする」と解し、「上記のような過激で悪質性の高い差別的言動を伴うものに限られる上、その制限の態様及び程度においても、事後的に市長による拡散防止措置等の対象となるにとど

まる」ことや、拡散防止の「要請等に応じないものに対する制裁はなく・・・表現活動をしたものの氏名又は名称を特定するための法的強制力を伴う手段は存在しない」ことを理由に、表現の自由侵害はないと判示した。

## 二、川崎市ヘイトデモ事件

川崎市ヘイトデモ事件というところ、かつて川崎市の在日コリアン集住地域において、在日コリアンの排斥を訴えたヘイトデモを裁判所が事前に差し止める仮処分決定を下した事例が思い起こされる（横浜地裁平成二八年六月二日決定）。今回も在日コリアンの排斥を目的としたヘイトデモが問題視されたのであるが、訴訟の争点はヘイトデモの差止めではない。ヘイトデモの主催者がデモの集合・集会の場所とするため市営公園の利用許可を申請したところ、市が都市公園条例に基づき不許可処分としたことから、デモ主催者が表現の自由侵害を理由に、市に対して賠償請求をしたことの是非である。

これに対して横浜地裁判決は、まず、デモ主催者が過去の集会で行った発言を取り上げ、それがヘイトスピーチ解消法二条の規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」（本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外

出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動）に該当すると認定した。

その上で、もし「本件各公園において・・・集会が開催された場合には、ヘイトスピーチ解消法二条にいう『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』に該当する言動がなされていた蓋然性が高いことが客観的事実に照らして明らかに認められる」とし、「差別的言動がなされれば、本件各公園の周辺住民や本件各公園及び周辺の施設利用者のうち在日韓国人、朝鮮人の人格権を直ちに侵害することになるから、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されたといえる」ので、不許可処分は適法と判示した。

## おわりに

この二つの判決は憲法の観点から更に検討されるべきものであるが、注目に値する方向性も打ち出している。それは違法なヘイトスピーチを定義づけようとする試みにある。ヘイトスピーチ規制が疑問視されるのは、それが本来許される適法な表現活動をも萎縮させる効果を生むと危惧される点にある。許されない表現活動を定義づけることは、その問題に対処しようと模索した結果なのである。

## 旧柳原銀行本店社屋保存の 経緯に関わる新事実

柳原銀行記念資料館事務局員

稲野 明英

一九八五（昭和六〇）年当時、京都市内の同和対策事業はほぼ完了に近づいていたが、崇仁地区は、土地の買収すら遅々として進んでいなかった。

一方京都市内では、ほぼ中央部にJR（当時は国鉄）が東西を横断しており、その南北を結ぶ片側二車線以上の幹線道路は、東大路、堀川通、大宮通、西大路に限られていた。そのため、それらの道路は慢性的な渋滞に悩まされていた。

一九九四年の「平安建都一二〇〇年」へ向けて、一九八二（昭和五七）年に京都府、京都市、京都商工会議所等により「京都コンベンション推進協議会」が発足し、一九八五（昭和六〇）年には「財団法人平安建都

千二百年記念協会」へと法人化し、世界人権問題研究センター（世人研）の設立準備等、様々な事業がなされていた。

こうした中で、国土交通省による「一般国道二四号八条坊門立体交差」事業で一九八五（昭和六〇）年度に用地・工事が着手された。七条通以南は河原町通が国道二四号となり、塩小路以南から八条通までのJR線路下を通る三〇メートルは急激に道幅が狭くなり、対向二車線、幅約六・五メートル、桁下二・二メートルで、トラック等が度々屋根をぶつけて事故となっていた。その道路を掘り下げ、拡幅して中央分離計四車線にする計画である。そのためには、河原町塩小路の南側で河原町通を東西に流れる高瀬川を付け替え、周辺の家屋・土地の買収を行う必要があった。河原町塩小路の南西角には旧柳原銀行本店社屋は建っており、皮革店が所有していたが、一九八六（昭和六一）年に買収され、建物は取り壊す方針だった。

京都部落史研究所（現京都部落問題研究資料センター）は一九八五（昭和六〇）年九月に「京都の部落史七史料近代二（阿吽社）を刊行し、その柳原銀行の口絵の写真の解説として、白石正明氏（当時九州大学非常勤講師）が「銀行の建物は、一九八五年現在も京都市下京区河原町塩小路南西角に当時の面影をつたえてい

る。」と書いており、現存していることが明らかとなっていた。

山内政夫氏（柳原銀行記念資料館事務局長）は、一九八六（昭和六一）年、部落解放同盟七条支部（崇仁地区の支部）に入ってから、山本尚友氏（当時京都部落史研究所事務局長）、重光豊氏（当時京都市立呉竹養護学校）、芳田茂氏（当時京都市立山王小学校）と共に「七条部落解放史 近代編年表」解放同盟七条支部、七条部落解放史研究会（準）（一九八七年発行）の準備を始め、旧知の全国部落解放運動連合会（全解連）七条支部の野々口正吾氏にも、柳原銀行の建物を残す必要性を訴えていた。

その頃の「平安建都千二百年記念協会」の柳原銀行の建物の保存を望む資料が今年、淀野実氏（世人研事務局長）により発見された。

資料は「財団法人平安建都千二百年記念協会」で一九八七年四月一五日に決裁された書類で、柳原銀行に関する資料が同封しており、「旧柳原銀行の保存について」の件名で、経過として次のように記載してあった。

- 一、旧柳原銀行の建物が河原町通の拡張のため取り壊されることとなっている。
- 二、これに対し、部落解放同盟七条支部から移築して保存せよという要求が出ている。
- 三、全解連からも、馬原鉄男氏等が中心となって保存を

要求している。四、京都市文化観光局文化財保護課は移築保存を考えず、記録保存程度しか考えていない。五、当協会副会長・林屋辰三郎氏は、旧柳原銀行は貴重な旧跡であり、保存方法を講ずべきだと考え、世人研が出来たら陳列館の一つとして利用し、それまで解体して崇仁小学校で保存する案を提示している。六、世人研の検討部会世話人・上田正昭氏、協合理事長・木下稔氏に説明、提示して賛成を得ている。七、世人研の検討部会が発足すれば賛成を得て、京都市に要請することになる。八、文化財保護課は、一九八七（昭和六二）年三月一九日内部調査に着手し、現在調査概要書を作成中である。

その後山内氏らは、崇仁自治連合会会長の奥田勝広氏にも呼びかけ、一九八九年四月当時全国的にも珍しい、解放同盟、全解連、自治連三者協働のまちづくりを見据えた組織「崇仁地区の文化遺産を守る会」を結成し、直後の四月二二日に「柳原銀行保存のためのシンポジウム」を開催し、一九九四年に京都市登録有形文化財に指定されることとなり、崇仁隣保館資料室「柳原銀行記念資料館」として移築・保存、一九九七年一月に開館するに至った。

旧柳原銀行本店社屋の大衆的な保存運動の陰に、歴史研究者や有志の人々の地道な調査・連携活動の努力が結果を生んだのである。

## 無知は許されるのか？



研究センター研究員  
鳥取大学地域学部准教授

呉 永鎬

無知は許されるのか？ 二〇二二年八月に京都府宇治市のウトロ地区に放火した男の犯行動機を聞いた時、こう思わずにはいられなかった。二二歳の犯人は、「ウトロの住民は、社会保障や医療費、公共費などを無償で受けられる。(支援の)順番が違い、不平等性を感じる」と語ったという(『毎日新聞』二〇二二年五月一日付)。情報源はネットや動画投稿サイトで、在日コリアンの知人はおらず、「反日教育を行っている」と断じた朝鮮学校にも一度も足を運んだことはなかった。

無知は許されるのか？ 二〇二三年一月、大阪でセミナーの講師を務めた私は、大学院の事務員に在学証明書

の国籍欄を「朝鮮」から「北朝鮮」朝鮮民主主義人民共和国」と書き換えられことを、一つの被差別経験として示した。ある日本人の参加者は、「それはその事務員が無知だけだったのではないか。悪意はなく、仕方ないことだろう。そんなに大したことではない。もつとひどい差別の経験について話してほしい」という主旨のコメントをした。「無知は許されるのか」。主催者の閉会のあいさつでの問いかけに、救われた思いだった。

アウシュヴィッツの生き残りであるプリーモ・レーヴィは、ユダヤ人大虐殺が行われている時、一般ドイツ市民は何をしていたのかとの若者の質問に、以下のように答えている。「一般のドイツ市民は無知に安住し、その上に殺をかぶせた。ナチズムへの同意に対する無罪証明に、無知を用いたのだ。目、耳、口を閉じて、目の前で何が起ころうと知ったことではない、だから自分は共犯ではない、という幻想を造り上げたのだ。知り、知らせることは、ナチズムから距離をとる一つの方法だった(そして結局、さほど危険でもなかった)。ドイツ国民は全体的に見て、そうしようとしなかった、この考え抜かれた意図的な怠慢こそ犯罪行為だ、と私は考える」(『アウシュヴィッツは終わらない』朝日新聞社、一九八〇年)。

ウトロに放火した男と同世代の学生たちを教えていて、日本による朝鮮植民地支配や在日コリアンの歴史について、知らないことが多すぎることに肩を落とす毎日である。「韓国併合については一行程度でさらっと学んだだけ。ほとんど記憶にない」、「植民地は朝鮮にとっても良いことだったんじゃないんですか?」、「なぜ日本に住んでいるのか?」、「よくわからないけれど、在日や朝鮮学校について怖いイメージを持っている」……。もう一押し何かがあれば、冒頭に示した放火犯とほとんど同様の認識に至るだろう、そんな瀬戸際に立つ学生は残念ながらも少なくない。言うまでもなくこれらは学生の個人的な問題などではなく、加害の視点からの近現代史教育の不足、危機意識や偏見を煽るマスメディア、政治をはじめ公的な領域での歴史修正主義言説の拡大等、数十年に及ぶ様々な社会的動きの所産であると言える。

無知は許されない。虐げられてきた人々が、またそれを支えてきた人々が闘い続けてきた歴史を前に、無知が免罪符となるはずもない。在日朝鮮人で大学教員でもある私は、そのような思いから、毎年鳥取大学の学生数名を、日本各地の在日朝鮮人集住地域や朝鮮学校に連れて行っている。二〇二四年五月には京都を訪れ、東九条、

ウトロをフィールドワークし、京都朝鮮初級学校、京都朝鮮中高級学校を見学した。学生たちは座学や映像資料だけでは得られない多くの学びを得ている。ポイントは五感をとおして感じることに、また人と出会うことである。「四〇番地」での壮絶な生活史を語ってくださった在日二世のハルモニ、そうした人々と長年伴走してきた日本人支援者、どれだけ忙しくても子どもたちに民族教育の機会を与えるためなら頑張れると、保護者として教員として涙を流しながら語る校長先生、同世代として部活や恋愛の話、将来の夢について語り合えるものの、チマチョゴリ制服を登下校時には着用できず学校で着替えるという全く異なる経験をしつてきた朝鮮学校の生徒たち……。学生たちは学習と出会いをとおして、「考え抜かれた意図的な怠慢」状態を自覚し、その殻を破ろうとしている。決して手遅れなどではないのだ。

無知は許されるのか? この問いは言うまでもなく私にも向けられている。歴史的・構造的・制度的・社会的な差別のもとで苦しんできた人々について、私は無知でいられた。自身が安らかに暮らすための「考え抜かれた意図的な怠慢」に安住せぬよう、これからも学び続けなければならない。

## 出産・子育てする 性的マイノリティへの インタビュー調査より



研究センター研究員  
立命館大学生存学研究所客員研究員

有田 啓子

### 一、数かぎりない試練

筆者もメンバーとして関わる、日本における性的マイノリティによる出産・子育ての現状についての調査研究は四年目に入った。現在、インタビュー内容の分析を行う段階に辿りつきつつある。本稿では、筆者個人がインタビューを通して感じたことの一部を述べたい。

性的マイノリティは、出産・子育てにおいて、数えきれない試練に遭遇し乗り越えている。特に、妊娠を決意し、用意周到に計画し、出産に至るまでの段階だけでも、医療従事者等によるハラスメントに近い対応や、定住家族の言葉による暴力など、数えきれない偏見・差別に直面しているが、まだ、その実態は広くは知られていない。

インタビュー調査にご協力いただいた当事者の方々も実情を知ってもらいたいという強い思いでおられた。

### 二、性的マイノリティと定住家族

性的マイノリティが、学校、職場、家族などで、自らのセクシュアリティをカミングアウトする／したことに ついてのストーリーは、これまで数多く紹介されている。カミングアウトすることで関係が良好となるケースもある一方、深刻な事件となるケースを含め、困難な事例があることは知られている。とりわけ、家族、特に父母へのカミングアウトは、父母自身に、強い嫌悪感や挫折感、自責の念を生じさせている。二〇一九年に行われた性的マイノリティに対する全国意識調査の結果においても、職場の同僚や友人からのカミングアウトよりも、家族の中の子どもやきょうだいが同性愛者やトランスジェンダーであった場合の抵抗感や忌避感はより強く、子ども、きょうだいが、性的マイノリティであることを、回答者の「半数以上が【いやだ】と回答」していた（釜野他、二〇二〇）。

### 三、「縁者のステイグマ」

家族へのカミングアウトについての質的研究を行った

三部は、性的マイノリティ当事者がどのように親やきょうだいなど、定位家族との関係を調整しているか、そしてカミングアウトされた親は、それをどう捉え、対処していったのかを報告している（三部、二〇一四）。それによると、性的マイノリティに付されているステイグマによって、カミングアウトされた親も否応なくステイグマが付されてしまう。そのような状態になった親を指して「縁者のステイグマ」という語を用いている。

#### 四、「ハッピーで、アンハッピーな」カミングアウト

ところで、今回、改めて、インタビューを通して感じるのは、性的マイノリティが、出産・子育てにあたり、定位家族、特に、父母にカミングアウトすることには、従来からのカミングアウトに加えて、さらなる要素が加わる点である。

性的マイノリティは、父母がジェンダー、セクシュアリティ一般についてどのような考えを持っているのかを、日常会話などから敏感に感じ取っている。その上で、父母へのカミングアウトを、するかしないか、どの程度まで話すか、いつするか、などを決断する。つまり、実態に応じて、本意ながらも一定程度のコントロールを行っている。ところが、妊娠・出産にあたり、父母にカ

ミングアウトしないことは現実的でなく、無理解な親にも報告せざるを得ない場合も出てくる。例えば長年、距離をとっていた父親に、「いまからハッピーな話と、アンハッピーな話をするよ」と、孫が生まれたことと、自身が同性愛者であることをこのような表現で知らせたケースなど、疎遠となっていた親に、妊娠・出産を機にカミングアウトする例も少なくなかった。

「縁者のステイグマ」を負うことになった父、母は、孫の出自について、場合によれば、親戚、ときには自らの配偶者にすらも隠したり、うそをつくなど、思ってもみなかっただろう試練を経験している。一方、それまでの内面化された古い価値観を問い直す自己変革の機会を得た親もいた。当事者だけではなく、それを取り巻く人々への影響や変化にも視点を広げることで、本調査研究が、性的マイノリティの生殖・子育てについて、理解のさらなる進展に寄与できればと願っている。

釜野さおり・石田仁・風間孝・平森大規・河口和也、  
二〇二〇、『性的マイノリティについての意識―二〇一九年  
（第二回）全国調査報告会資料』JSPS科研費  
三部倫子、二〇一四、『カムアウトする親子―同性愛と家族  
の社会学』

## 建設業における「働き方改革」と

### 「ビジネスと人権」に関して



つばさ社会保険労務士事務所 代表  
社会保険労務士

植田 健一

#### 一 建設業の現状

建設業を持続可能にするためには様々な課題があり、数年前から業界として課題解決のための取り組みを行っている。日本の国全体の課題である労働生産性の向上のための取り組みとして、労働時間規制にも対応が必要となっており対策が求められている。

#### 〈建設業界における課題〉

- ・業界の取引慣行、コストの透明性、技能労働者の就労環境の悪化、定着率の低下、建設資材価格の高騰、発注者と受注者の情報の非対称性、受注者側の実務との乖離、価格競争の激寄せが下請けに及ぶことなどが長年課題となっている
- ・二〇一〇年代後半の東京オリパラ関連の開発事業で建設需要は高まるも、若年入職者の確保/育成、さらに技能労働者の賃金や労働時間といった処遇の改善が喫緊の課題となっている
- ・以上のような業界特有の課題が山積する中で、建設業

はインフラ構築、災害復旧の担い手でもあることから、建設業の存続は地域にとつての課題でもある

#### 〈労働時間に関する課題と動向〉

- ・働き方改革などの取り組みにより減少傾向にあるものの、依然として全産業平均と比較すると、労働時間は長い傾向にある
- ・二〇二四年四月に時間外労働の上限規制の猶予期間が終了して適用されることを踏まえ、新規入職者を確保していくためにも労働時間関連は重要な項目

このような現状を受け、国土交通省が「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」を二〇二二年八月から二〇二三年三月にかけて開催した際「検討会取りまとめ」を発表し、処遇改善に向けた取り組みを推進することともに、今後に向けた対策を提言している。

#### 〈処遇改善に向けた取り組み〉

- ・技能労働者の賃金アップ施策としてCCUS（建設キャリアアップシステム）を構築する
- ・少なくとも公共工事に関して、設計労務単価に相当する賃金の行き渡りを徹底させる
- ・そのためには重層下請け構造が元請け・下請け間の請負代金に与える影響や構造の適正化についても考えていくことが必要
- ↓技能労働者の処遇を改善したとしても長期的に就業者数が減少していくことは避けられないため、生産性の向上により労働力の減少を補うことも必要となる
- 〈提言〉（対策の方向性）  
※参照…「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要」
- ・請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産のプロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築
- ・適切なリーストック分担と価格変動への対応を目指す
- ・労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期によ

る請負契約を制限することで価格や工期を競う環境から施工の品質などで競う新たな競争環境を確保  
 ↓建設業全体のさらなる持続的発展を目指す

## 二 建設業におけるビジネスと人権

長年建設業界は、重層的な下請構造になっており、材料供給を行う事業者も含めてサブライチエーンは複雑に折り重なるものとなっていることもあり、近年世界的に求められている「ビジネスと人権」の対応についてもそれほど進展していない。担い手が不足している現状においては、特定技能および技能実習生の制度の見直しを受け、新たに開始予定の育成就労を含め外国人労働者が適切に就労できる環境整備は避けて通れない。そのような中、建設業界における「ビジネスと人権」に関する現状を調べたところ、以下のような動きや事例が見られた。

- ・国土交通省の所管部局が建設事業者向けに情報提供しているが、ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）を公表した外務省サイトの紹介にとどまっている（二〇二一年六月）
- ・建設・不動産「人権デューデリジェンス（人権DD）推進協議会」が発足（二〇二三年一月）
- ↓三菱地所が中心となった勉強会が協議会へ移行したもので、企業による自主的な取組みである。  
[https://www.nikkei.com/article/DGXLRSP491168\\_220C18A9000000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLRSP491168_220C18A9000000/)

・中堅ゼネコンなども人権DDに取り組んでいるようではあるが、中小建設事業者では人を大切するというような趣旨のスローガンを掲げて働きやすい職場づくりや健康経営に取り組んでいるものの、「ビジネスと人権」を意識して、グローバルに求められる水準では活動していないようである。↓あくまでも人材採用や維持に苦慮していることへの対策という側面が強い傾向が見受けられる。

- ・「ビジネスと人権」の取り組みについてヒアリングした大阪の会社（従業員一三〇名ほど）においても、人権DDに関する認識はあまりなく、現状では人材育成や人材定着施策に重点を置いて取り組んでいらつしやるとのことであった。
- ・建設業関係の労働組合の連合団体においては、労働環境改善だけでなくダイバーシティ&インクルージョンやSDGs推進・ESG経営などに取り組む事例も見られる。
- ・国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、日本の総合建設会社／デイベロップパー〇社に対して人権方針の内容及びサブライチエーンを含めた当該方針の実施状況を確認するため、アンケート調査を実施  
<https://hrn.or.jp/news/22089/>

### 〈ヒューマンライツ・ナウによる調査報告の概要〉

アンケートの回答を通して、各社が人権課題に取り組む必要性を認識していることは窺えるものの、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が求める企業の人権尊重責任を実現するための具体的な制度や取り組みは未だ不十分な点も多く、改善の必要性があることが判明。建設業においては、技能実習生の人権侵害、長時間労働、土地収用等地域住民の権利侵害、環境汚染などが特徴的な人権リスク。それらに対して人権DDやステークホルダーとの対話を通して実態を把握し、重点的に対応していく必要性を指摘。

さらに、サブライチエーン上の労働者等のステークホルダーの人権に関する企業の人権尊重責任を再認識し、中長期的な経営計画における位置付けや具体的課題、課題解決に向けたロードマップ、それを評価する具体的なKPI等の提示を企業に求めている。とくに外国人の人権保護の観点から、一定要件のもとで本人の意向による転籍を認めるとともに、管理団体・登録支援機関の要件厳格化や関係機関の役割の明確化が方向性として提示されている。

## 「芸子」の始まり



研究センター研究員  
京都国立博物館名誉館員

下坂 守

「宝暦七年（一七五七）刊の傾城町の案内記『一目千軒』は、「芸子」について「又芸子というふもの外にあり、むかしはなかりしに、宝暦元未年にはじまる」（傍点は下坂。以下同じ）と、その始まりを宝暦元年（一七五二）と記す。しかし、芸子が同年以前より存在していたことはいくつもの明証があり、この『一目千軒』の記事が事実を伝えるものでないことはあきらかである。ではなぜ『一目千軒』はあえて「宝暦元未年」をもつて「芸子」の始まりの年としたのであろうか。

幕府がいわゆる「茶屋株吟味」を実施し、それまで

の京都における「遊所」政策を大きく変更するのは、宝暦元年の前年、寛延三年（一七五〇）のことである。

この幕府の「遊所」政策の転換を契機として、それまでの茶屋商売で栄えていた「遊所」としての祇園町は大きく「模様替り」する。

其頃の祇園町の繁栄云べからず、町並すべて茶屋にて、他商売店はなし、享保中頃より少し衰て、祇園町に余の商売店出来たりとて無き事の様に沙汰せり、今は茶屋は残り少に成て、遊妓の廻し店多し、此店と云もの、以前は団栗のどんぐりずし・井手町いでちように有しが、寛延頃、東筋御咎め有て、其後模様替り、今の如く成しなり

『翁草』一〇四の伝えるところである。

寛延三年の茶屋株吟味（寛延頃、東筋御咎め）を境として、祇園町ではそれまで繁昌していた茶屋が激減し、それに代わって「遊妓の廻し店」が一気に増加していたことがうかがえる。ちなみに「遊妓の廻し店」とは「遊妓」を抱え、求めに応じて茶屋・料理屋等へ派遣する一種の派遣業をいう。

同業がこれ以前は鴨川東岸の「団栗の凶子・井手町」

で栄えていたことは、『翁草』が「此店と云もの、以前は団栗の図子・井手町に有しが」と記す通りである。

また、そこに所属する女性たちが、「白人」と呼ばれていたことに關して、『翠箔志』（元文（一七三六）四一）頃の成立）が「天上伯（白人の最上位） 団栗の辻子に廻し有て此所へ呼に遣わすゆへ、天上伯を辻子と云ならはせしとなん」と伝える。さらに同書によれば、その白人には「若詰」「中詰」「本詰」と呼ばれる無芸の女性たちと、「芸子」や「浄瑠璃」「三弦」「胡弓」「琴」等の芸を職能とする女性たちの二種類がいたという。

時代は下るが島原の慶応三年（一八六八）付「就御尋口上書」（『角屋家文書』）は、寛延三年の「茶屋株吟味」について、「寛延三年八月、祇園町・同新地其外所々茶屋株持、娘・妹・姪等二隠売女為相働候もの御召捕之上、当廊中へ五ヶ年之間、婢二被下」と記す。これによりかの時の幕府の取り締まりが茶屋株の実態確認とともに、「隠売女」の摘発をもその目的の一つとしていたことがわかる。そして、この取り締りで、もっとも大きな被害（「御咎め」）を受けたのが、「隠売女」（若詰・

中詰・本詰）を多数「白人」として抱える「団栗の図子・井手町」の「廻し（店）」であった。

とすれば、寛延三年の「茶屋株吟味」を契機としてどうして祇園町に「遊妓の廻し店」が出現し繁栄するに至ったかはあきらかであろう。「団栗の図子・井手町」の「廻し（店）」が全滅したとき、行き場を失った「白人」の女性芸能者たちの受け入れ先となったのが祇園町の「遊妓の廻し店」だったのである。

幕府が遊女屋・茶屋のほか料理屋・風呂屋等の各種の風俗業に關して二十三カ条に及ぶ営業規定を定めて、町触として公布するのは宝暦元年（一七五一）二月のことである。幕府のあらたな「遊所」政策の始まりであり、これを契機として「団栗の図子・井手町」の「廻し（店）」から解き放たれた「芸子」を初めとする女性芸能者たちは、「白人」としてではなく、それぞれ固有の芸能者としての社会的地位を公認されるに至ったものと考えられる。彼女たちを受け入れた祇園町の「遊妓の廻し店」は、以降、彼女たちを茶屋・料理屋に派遣すること、大いなる繁栄の時を迎えることとなる。

## 京都市こころの健康増進センターとは

京都市こころの健康増進センター

所長

香月 晶

精神科医療の分野は医療法など以外に、精神保健およびその福祉に関する法律の規定があります。なぜなら、精神科医療特有とされる患者本人の意思によらない治療が存在するからです。当センターはこの法律に規定された、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための行政機関です。業務内容は広範囲にわたっており、市民のみなさんへのこころの健康についての情報提供をはじめとして、こころの健康についての相談や援助、精神障害のある方の社会参加の促進などに取り組んでいます。主な事業を紹介します。（ご紹介する事業は京都市民及び京都市在勤、在学の方が対象になっています。）

### 一 自殺予防・自死遺族支援

京都市では、総合的な自殺対策を推進するために「きよ

ういのちほっとプラン」京都市自殺総合対策推進計画」を策定しています。市民への普及啓発、相談支援の充実、人材育成、自死遺族・自殺未遂者への支援などに取り組んでいます。

### (一) くらしとこころの総合相談会

自殺総合対策の一つとして、自殺総合対策連絡会に参加している団体と連携し、ワンストップ相談会を実施しています。弁護士・司法書士によるくらしの相談、僧侶によるいのちの相談のほか、心理士・保健師・産業カウンセラー・自死遺族サポーターによる相談ブースが設けられています。全ての相談でオンライン相談か対面相談の選択可能です。日程などの詳細は当センターホームページをご覧ください。

### (二) きょう・こころ・ほっとでんわ

自死により親しい人を失ったつらさをお聞きし、一緒に考えながら気持ちを整理していきましょう。自死により親しい人を亡くされたご遺族に限らず、「死にたい」と感じるほどのつらいお気持ちを聞かせていただくための電話です。毎日、土日祝日も含め二四時間体制でお聴きします。

### 二 精神保健福祉に関する相談支援等

(一) こころの相談専用電話（〇七五―三一四―

〇八七四）

京都市内にお住まいの方を対象に、アルコール・薬物・ギャンブル依存、その他こころの健康に関する様々な相談を電話で受け付けています。電話の開設時間は月曜日から金曜日までの午前九時から十二時、午後一時から四時（祝日及び年末年始を除く）です。電話が集中した場合等つながりにくい時がございます。その場合は時間をおいておかけ直しください。

### (二) 精神障害者法律相談

毎月第二・四木曜日の午後、精神障害をお持ちの方とご家族を対象とした無料の法律相談を行っています。前述の相談専用電話にて相談員が相談内容についてご確認させていただきます。その上で順次ご予約をお取りいたしますので、ご希望の方は相談専用電話にご連絡ください。

### 三 アルコール・薬物・ギャンブル依存症対策

アルコール・薬物・ギャンブル依存症について、外部医師を招聘し診察・相談（予約制）を行っています。また、アルコール・薬物依存症家族支援プログラム（事前申込制）を年一クール、アルコール・薬物問題でお悩みのご家族を対象に開催しています。プログラムでは同じ立場の方々と共に「依存症」の基本的知識や本人との関わり方等を学んでいただけます。

薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」（事前申込制）を年二クール、薬物問題を抱える本人を対象とし

て開催しています。グループワーク形式で専門職が進行を務め、薬物依存症という病気を学び、自己理解を深めることを目的としています。再発の危険サインに気づき、具体的な対処法を身につけ、依存症からの回復の助けとなるものを学んでいきます。

これらの詳細は当センターホームページで確認ができます。

### 四 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院中の方の書類審査や退院・処遇改善請求について審査する精神医療審査会の事務を行っています。

### 五 精神科デイ・ケア

当センターでは精神科デイ・ケアを併設し、精神障害者の方の社会復帰を支援しています。とくに統合失調症やうつ病の方の就労支援のための精神科リハビリテーションを実施しています。かかりつけの医療機関に通院しながら、当デイ・ケアに通所できます。（市外在住以外の方も受け入れています。）毎週見学会をしていますので、電話（平日〇七五―三二四―〇五一〇）で申し込むことができます。

## 2024年度 人権大学講座 開催日程

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
4	8月6日 (火)	講義	14:00～ 15:40	夜間中学生の“学び”が子どもたちに贈る宝物	岡田 敏之
5	8月23日 (金)	講義	14:00～ 15:40	外国人学校に通う子どもたちの健康と命 －京都朝鮮学校における学校保健活動の取り組み－	呉 永鎬
6	9月11日 (水)	講義	14:00～ 15:40	関東大震災と京都 2024年に考える	内田 孝
7	9月26日 (木)	講義	14:00～ 15:40	河原巻物が語ること	西山 剛
8	10月9日 (水)	フィールド ワーク	14:00～ 16:30	東九条の歴史と現在	前川 修
9	10月22日 (火)	講義	14:00～ 15:40	性の多様性に関する大学生の意識と大学教育における今後の課題	風間 孝 熊本 理抄
10	11月20日 (水)	ワーク ショップ	14:00～ 16:00	部落問題を切り口に（身近な）差別を考える	渡辺 毅
11	12月3日 (火)	講義	14:00～ 15:40	防災の文脈における外国人とは誰か	内田 晴子
12	1月17日 (金)	講義	14:00～ 15:40	HIV/AIDSと芸術表現	佐藤 知久
13	2月7日 (金)	講義	14:00～ 15:30	LGBT理解増進法を考える	坂元 茂樹
		修了式	15:30～ 15:40		

会場	講義・ワークショップ	世界人権問題研究センター (京都市下京区下之町57-1 京都市立芸術大学内A棟7階)
	フィールドワーク	京都市地域・多文化交流ネットワークセンター (京都市南区東九条東岩本町31)

### 開催予告

2024年度の人権問題シンポジウムは

「世界人権問題研究センター 創立30周年記念 人権問題シンポジウム」として秋に開催します

開催日 2024年11月2日（土）（予定）

会場 未定

テーマ 性的マイノリティの人権 一性的マイノリティと法制度について考える（仮題）

※ 詳細が決まりましたら センターのホームページなどで ご案内いたします。

## 世界人権問題研究センター 人権図書室のご案内

人権図書室（開架）は研究者の方だけでなく、どなたでもご利用いただけます。

人権図書室では、国際人権や同和問題、ジェンダー平等など、国内外の人権問題に関する書籍・雑誌・資料や話題の新刊など、2万冊余を所蔵しています。幅広い人権問題について分かりやすく配備し、新着本コーナーも設けています。

また閉架書庫には専門的な資料を所蔵し、一般公開はしていませんが、ご希望の資料をご提供できるよう担当者がお手伝いさせていただきます。



【開 室】月～金（平日） 【開室時間】10：00～17：00（12：00～13：00は閉室）

【お休み】土曜・日曜・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

【提供サービス】 閲覧・レファレンス 担当者が資料検索などをお手伝いいたします  
複写（有料）

貸出（賛助会員・一般図書会員のみ）

【一般図書会員】 登録制で、図書の貸出サービス（2週間3冊）が受けられます。  
登録料は無料です。

## ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名利、名庭、史跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当研究センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドの派遣をしています。

[コース一例]

- 洛北コース  
<龍安寺・金閣寺・ツラッティ千本・北野天満宮>
- 洛東コース  
<銀閣寺・水平社石碑・八坂神社・清水寺・耳塚・豊国神社>
- 洛中コース  
<千本釈迦堂・相国寺・尹東柱詩碑・護王神社・六角堂・四条河原の阿国像>
- 洛南コース  
<東寺・柳原銀行資料館・醍醐寺三寶院・伏見稻荷大社>
- 洛西コース  
<松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺>

○コースは一例です。その他ご要望に応じます。

[ガイド料金]

2時間以内…2,000円 その後、1時間ごとに1,000円を加算  
ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金でお支払いいただきます。



【お問合せ先】 公益財団法人世界人権問題研究センター事務局  
TEL(075)585-5897 FAX(075)585-5898 e-mail: jinken@khrri.or.jp

## シリーズ「京都市立芸術大学」



## No.2

## 「堀場信吉記念ホール」と「笠原記念アンサンブルホール」

今回は、京都芸大の二つのホールをご紹介します。

## 「堀場信吉記念ホール」

客席数が約800の講堂兼音楽ホールです。

学内リサイタル、修士演奏、オーケストラ協演の夕べ、大学院オペラ、卒業演奏会などの演奏会のほか、入学式や卒業式などの式典を開催します。

ホール名には、1952年に創設された本学音楽学部の前身である京都市立音楽短期大学の初代学長である堀場信吉氏の名を冠しています。



## 「笠原記念アンサンブルホール」

合唱やオーケストラの実技授業のほか、演奏会にも対応するホールです。

ホール名に名前を冠することとなった笠原健治氏は、本学音楽学部で35年の長きにわたり、非常勤講師として後進の指導に当たられたピアニスト・笠原成子氏のご子息です。

成子氏を通じた本学との深いご縁と、芸術を学ぶ学生たちの環境整備のために多額のご寄付をいただいたため、本学としてそのご厚志に敬意を表し、末永く顕彰するものです。



<https://www.kcuu.ac.jp/>

(文責：京都市立芸術大学事務局)



## 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒600-8206 京都市下京区下之町 57 番地 1 京都市立芸術大学内 A 棟 7 階  
TEL 075-585-5897 FAX 075-585-5898  
[URL] <https://khrrl.or.jp/> [E-MAIL] [jinken@khrrl.or.jp](mailto:jinken@khrrl.or.jp)